

旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案  
に関する意見募集の結果について

令和5年11月15日  
厚生労働省  
健康・生活衛生局生活衛生課

旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案について、令和5年10月10日（火）から同年10月30日（月）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

| No. | 案に対する御意見  | 御意見に対する厚生労働省の考え方 |
|-----|---|------------------|
| 1   | <p>これまでも、原則宿泊拒否はできず契約の自由は完全には認められていませんでしたが、それでもなお、著しく民事上の信義を破壊するような行為などが行われた場合は、旅館業法とは別に契約を拒否することができた、（そのような場合の拒否は旅館業法による保護の射程外であった）との解釈も一部の事例ではとられていました。</p> <p>今回の改正で例示が充実したのは良いのですが、その例示から漏れていたために、却って今後、著しく信義を損なう行為に対する宿泊拒否ができなくなった、ということが無いようにしていただきたいと考えます。</p> | 御意見として承ります。      |

|  |  |
|--|--|
| <p>「犯罪であれば拒否できる」との解釈も示されていますが、侮辱罪に該当するか否か等、犯罪の立証が困難なものも多くあります。</p> |  |
|--|--|